

野外焼却禁止の徹底及び稲わら等の野外焼却の自粛に対する対応状況について

平成 23 年 10 月 27 日  
災害対策本部放射能対策部

県環境生活部から平成 23 年 9 月 16 日付けで「野外焼却禁止の徹底について」、県農林水産部から 9 月 20 日付けで「稲わら等の野外焼却の自粛について」の通知が出され、以下のように対応している。

記

1 通知の趣旨

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び県条例「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例」に規定される野外焼却禁止等廃棄物の適正処理の徹底及び昨今の放射性物質による汚染問題を考慮して、例外規定とされている野外焼却の行為についても控えるように周知を図ること。

2 対応状況

(1) 環境部

農業者以外による野焼きはほとんど行なわれておらず関係する苦情もないことから、通常どおり廃棄物適正処理指導員による毎日の市内全域の監視活動の中で、パンフレット配布などによる野外焼却に関する規制の周知を行っている。

教育施設、公園を対象に行なった市域全体の空間放射線量測定が 10 月 14 日に終了したが、国の目安を大きく下回る数値であり、特に通常の活動を制限する状況にはない。しかしながら、県からの通知を踏まえ、教育委員会等の関係機関に対し、例外として認められている「焼却を伴う行事」の実施について配慮されるよう周知することとしている。

(2) 農林部

県農林水産部からの通知を受け、J A 岩手中央農協及び J A 新しいわて農協の各組合員へ稲わら等の野外焼却の自粛について、周知を依頼した（農協に対しても県から通知文書が出されている。）。

なお、9 月 30 日に旧盛岡 1 ヶ所(湯沢)、玉山区 2 ヶ所(巻堀、渋民)から採取した稲わらを検査したところ、放射性ヨウ素、放射性セシウムとも検出されなかった。

「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例」抜粋

(廃棄物の焼却の禁止)

第 52 条 何人も、ダイオキシン類 (ダイオキシン類対策特別措置法 (平成 11 年法律第 105 号) 第 2 条第 1 項に規定するダイオキシン類をいう。) による人の健康に係る被害を防止するため、次に掲げる廃棄物焼却炉 (以下「小規模の廃棄物焼却炉」という。) により、又は廃棄物焼却炉を用いずに、廃棄物を焼却してはならない。ただし、規則で定める基準に適合する小規模の廃棄物焼却炉による焼却及び廃棄物焼却炉を用いずにする焼却であって規則で定めるものについては、この限りでない。

「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則」抜粋

(廃棄物の焼却の禁止の例外)

第 25 条 2 条例第 52 条第 1 項ただし書の規則で定める焼却は、別表第 14 に掲げるとおりとする。

別表第 14 (第 25 条関係)

廃棄物の焼却

- 1 法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 2 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物 (廃プラスチック類、ゴムくず、廃油、皮革を除く。以下同じ。) の焼却
- 3 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 4 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 5 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- 6 学校教育又は社会教育活動を行うために必要な廃棄物の焼却
- 7 落ち葉の焼却その他の一過性の軽微な廃棄物の焼却

資 循 第 433 号

平成 23 年 9 月 16 日

各市町村長  
関係一部事務組合の長  
関係広域連合の長

様

岩手県環境生活部長

#### 野外焼却禁止の徹底について

本県の廃棄物対策に関する業務の推進につきましては、日頃からご協力いただき感謝申し上げます。

野外等での廃棄物の焼却(以下「野外焼却」という)については、例外規定を除き廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 16 条の 2 及び岩手県では県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第 52 条により禁止されているところありますが、このたび公共施設での不適正な野外焼却の事例が確認されました。

つきましては、野外焼却禁止等廃棄物の適正処理について、10 月の不法投棄追放月間の活動と併せて住民に周知くださいますようご協力をお願いいたします。

なお、野外焼却禁止の例外規定とされた行為であっても、苦情や生活環境上支障を与える場合は改善命令や各種の行政指導の対象となることがあります。昨今、放射性物質による汚染問題に関連し、野外焼却や山火事による放射性物質の再飛散を心配する声が県にも多数寄せられていることから、例外規定で認められている焼却行為についても焼却を控えると共に山林火災防止等について併せて周知くださいますようお願いいたします。

一方、一般廃棄物焼却施設の焼却灰から高濃度の放射性物質が確認されている原因として剪定枝(生木)や雑草等が疑われております。一般廃棄物焼却施設で受け入れを制限している場合は、住民に対し草木等を発生場所等に残置・保管等するよう併せて周知願います。

担当 〒020-8570 盛岡市内丸 10-1  
環境生活部資源循環推進課  
廃棄物対策担当 玉田  
資源循環担当 成田  
電話 019-629-5381  
FAX 019-629-5369  
Email y-tamada@pref.iwate.jp

農 普 第 368 号

平成 23 年 9 月 20 日

各市町村農政主務課長 様

岩手県農林水産部  
農業普及技術課総括課長

稲わら等の野外焼却の自粛について

日頃、環境に配慮した農業の推進にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、廃棄物の野外焼却禁止の徹底については、平成 23 年 9 月 16 日付け資循第 433 号「野外焼却禁水の徹底について」（岩手県環境生活部長通知）により通知されているところです。

つきましては、昨今の放射性物質に関連する問題を考慮して、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 16 条の 2 における野外焼却禁止の例外規定とされている、営農に伴う稲わら、籾がら、剪定枝、刈り草等の野外焼却であってもこれを控えるよう農業者等への周知について重ねてお願いします。

なお、雑草堆肥・稲わら堆肥等\*について、県内 3 市 2 町では暫定許容値（400Bq/kg）以下であることが確認できないものは、利用・流通が制限されていますので御留意願います。

おって、各農業協同組合には、別途通知していることを申し添えます。

※『「肥料中の放射性セシウム測定のための検査計画及び検査方法」の制定について』（平成 23 年 8 月 5 日付け 23 消安第 2561 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）でいう雑草堆肥・稲わら堆肥等であり、奥州市、一関市、藤沢町、平泉町、陸前高田市で生産されたもの

担当：技術環境担当 下斗米・熊谷

TEL 019-629-5654 FAX 019-629-5664